

平成17年度第11回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成18年2月4日(土) 9:15~12:15
会場	浜松市地域情報センター 1階ホール
出席者	鈴木修会長、伊藤修二委員、秋山雅弘委員、有高芳章委員、井ノ口泰三委員、辻琢也委員、中山正邦委員、山口祐子委員
欠席者	-
傍聴者	91名
報道関係者	朝日新聞、静岡新聞、中日新聞、テレビはままつ、時事通信社、NHK、毎日新聞、読売新聞
浜松市	鈴木総務部長、古橋総務部次長、鈴木上下水道部長、平木財政部長、鈴木財政部次長、齋藤企画部長、山下企画部次長
事務局	小楠事務局長、松浦、金原、花井、山名、竹内、辻村

《会議の概要》

1. 第11回目の審議会として、鈴木会長からのあいさつがなされた。
2. オートレース事業の市の方針について、当審議会からの意見に対し、市からの回答があったため、これまでの経緯、市の考え方等について報告し、委員が了承した。
3. 総務部及び上下水道部から諸手当・特殊勤務手当・福利厚生費について、財政部から補助金について、企画部から新行政経営計画について説明がなされ、委員による質疑、意見交換等がなされた。
4. その他

《会議次第》

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 諸手当・特殊勤務手当・福利厚生費について
 - (2) 補助金について
 - (3) 新行政経営計画について
 - (4) その他
3. 閉 会

《会議の経過》

1 開 会

事務局

皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から第11回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。

昨年12月25日(日)に開催いたしました第10回の審議会では、緊急提言についてご審議をいただきまして、翌12月26日(月)に市に緊急提言を提出したところでございます。本日からはその緊急提言を踏まえ、3月に提出する答申に向けて未だ審議していない事項等について、委員の皆様のご審議をいただきたいと考えております。

なお、審議会開催にあたっては、原則公開で行うこととしており、本日、既にご入場いただいている傍聴者につきまして、当審議会傍聴規程に基づきご入場いただいていることを申し添えます。

それでは、議事に移りたいと思います。これより議事の進行は鈴木会長が議長となり、会議運営を行っていただきます。

それでは、鈴木会長、よろしくお願いいたします。

会長

皆様おはようございます。今日は第11回目の審議会ということですが、予定されていた議事に入る前に、オートレース事業について、その後変化がございましたのでこの経過をご報告申し上げたいと思います。

昨年12月26日(月)に審議会の緊急提言とともに、オートレース事業についての今後のあり方に関する方針についての意見書を市長宛に提出をいたしました。その後市から説明がありましたので、オートレース事業に関するこれまでの経緯と市からの回答書についてのご報告を申し上げます。

委員の皆様方ご存知のように、オートレース事業については、11月28日(月)にオートレース事業検討委員会から市に対し、答申がなされました。

その内容は、「廃止」が適当。〕〔廃止の時期は一定期間後、包括的民間委託は有効な選択肢。〕〔廃止費用は基金を活用し、一般会計の負担軽減に努める。〕というものでございました。

行財政改革推進審議会はかねてから、オートレース事業の今後のあり方については、オートレース事業検討委員会の答申を尊重するという考えであったため、答申の内容を見守っておりましたが、廃止は一定期間後という点が不明確であったということでございます。

したがいまして、12月3日(土)の第8回行革審で検討し、提言を出すことを決議いたしました。12月10日(土)行革審勉強会で提言内容を調整した上で、12月14日(水)に、行革審の提言を市長に提出いたしました。その内容はご承知のように、「オートレース事業検討委員会の答申を尊重すべき。」「期間を1年間とし、包括的民間委託は採用すべきでない。」というものでした。

そして、12月18日(日)第9回行革審で提言内容を公開の場で確認をさせていただきました。ここまでは今までの経緯でございますから、間違いはないと思います。

これらオートレース事業検討委員会の答申と行財政改革推進審議会の提言に対し、市は、12月20日(火)に、「オートレース事業の今後のあり方に関する方針」を発表しました。その内容は、「5年間の包括的民間委託を導入し、事業を実施する。」「委託期間は大規模施設整備は行わない。」「委託終了時に市財政に安定的に貢献できる見通しが明確にならない場合は廃止する。」「日本小型自動車振興会に対する交付金の削減を要請する。」というものでした。

この市の方針に対して、行財政改革推進審議会は、12月24日(土)の行革審勉強会において市の方針発表に対して意見書を提出する決議をいたしました。その理由は、「答申や提言を「重く受け止める」と言いながら、オートレース事業を継続するという結論を出したことはおかしい。」「継続理由は検討を始める時にわかっていたこと。」であるためです。

ですから、私たちが提出した提言に対して、重く受け止めると言いながら、全く逆の結論を出したということは、重く受け止めていないことではないか、ということと、その継続理由は諮問を出す前からわかっていたことを改めて理由にされた。これはおかしいということで、12月25日(日)第10回行革審で意見書の内容を調整したうえで、12月26日(月)に行革審としての意見書を市長に提出いたしました。

これに対して市は、12月28日(水)に行革審の意見書に対する回答を発表しました。しかし、年末の28日午後3時でございましたので、本年に持ち越しました。したがいまして、1月15日(日)行革審の勉強会に市長にお越しいただき、市の方針について話し合いの場を持ちました。委員からは方針の趣旨や結論に至る経過の説明が不十分だった点について指摘があり、これに対して、市長より経過の説明を受けました。しかし、市長と意見がかみ合わなかった点や、12月28日(水)の回

答書では納得できない点があり、市から1月24日付で、次のような回答書が改めて出されました。

《本市オートレース事業の今後のあり方につきましては、市の方針に関する貴審議会からの意見書への回答において、方針の趣旨やその結論に至る経過の説明に関し、不十分な点がありましたので改めて回答いたします。

当初、現在の経営手法では浜松単独の努力は限界に近く、現状のままでは事業存続は難しいとの基本認識のもとに、事業存廃を含めた今後のあり方についての検討が必要と考えておりました。

「包括的民間委託」という経営手法は、その後になってから具体的な提案があった新たな手法であり、検討経過の中で、国や他のオートレース場等からもこの手法による事業存続要望があったところです。》

この包括的民間委託の手法は、平成14年に既に市が直接運営しなくても民間委託ができると法律が改正されており、いつでも民間委託ができるようになっていました。しかし、それについては、一切、市としては検討もしないし、触れてもいなかったのですが、申し上げたように、包括的民間委託という経営手法はその後になってから、具体的な提案があった新たな手法であるということでございます。

《本市としては、この新しい経営手法の提案内容や履行確実性を検討した結果、毎年度、売上額に対する0.6%（最低保証額8,000万円）に加え、固定額として2億円と売上額の0.4%を市の収益とするものであることから、事業収支の赤字リスクを負わず、したがって税金を投入することなく、提案の5年間の契約期間中に内部留保を増やすことができる最善策であると判断したところであります。》

この最低保証額の8,000万円というのは、市の職員が5名引き続き駐在しますので、その人件費が概ね8,000万円とみればよいということでございます。

《市の方針の趣旨及びその結論に至った経過は以上のとおりでありますので、5年間の包括的民間委託を導入することとした市の判断に、ご理解をお願いいたします。》

ということでございます。市が決めたということについては、日本経済新聞で市長が語っていたとおり、決定権は市にありますから、そのこ

とについて我々は触れることはできません。ただし、「重く受け止める」という点については、重く受け止められていないので直していただきたいということと、経緯についてきちんとした説明をお願いし、市からの回答書を受け取ったところでございます。

市では、オートレース事業検討委員会へ諮問をするにあたっては、現状では継続は難しいため、廃止もやむを得ないという前提で諮問をしましたが、包括的民間委託という手法の提案があり、国や他のオートレース場からも事業を継続してほしいという強い要望があったので、この手法を使って5年間継続したいという意向であります。

オートレース事業の継続は市として大変強い要望であり、また5年間で内部留保を確実に増やすことができるとともに、廃止費用の足しにすることもできるという説明でありますので、行革審としてはオートレースに関する意見にはこれ以上踏み込まないこととしたいと思います。

今後は議会の場において、行革審での審議等も参考として、十分な審議をお願いしたいと考えます。

以上がオートレース事業の最終の結論であります。よろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

それでは、この件についてはご了承いただきたいと思います。

次に、12月26日に緊急提言を発表しましたが、オートレースの意見書と同時に発表したため、マスコミはオートレースの件を主に取り扱う結果となりました。そのため、緊急提言の告知が薄まってしまいました。緊急提言の内容は、行革審のホームページでも公開していますが、広く市民の皆さんに読んでいただくため、マスコミの皆さんには是非、再度、緊急提言の告知にご協力をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、これより審議に移ります。本日は、「諸手当・特殊勤務手当・福利厚生費」及び「補助金」並びに「新行政経営計画」について、当局からの説明に基づき、委員の皆さんにご審議いただきます。「答申」に盛り込む具体的な事項になりますので、内容を確認しながら、審議を進めていきたいと思っております。

まず、「諸手当・特殊勤務手当・福利厚生費」について、総務部長から、また、上下水道部の「特殊勤務手当」については、上下水道部長から説明をお願いします。

2 議 事

(1) 諸手当・特殊勤務手当・福利厚生費について

浜松市鈴木総務部長、鈴木上下水道部長から、諸手当・特殊勤務手当・福利厚生費について説明。その後、質疑応答。

会長

総務部長、上下水道部長の説明が終わりました。これより質疑に移ります。各委員から質疑をお願いします。

秋山委員

率直な印象としてはびっくりしています。これだけたくさんの手当があり、複雑な仕組みができていているということを思い、全体としてゼロベースでリセットしたほうがいいと思っています。手当は給与に足りない部分を補填するために生まれてきた仕組みだと思います。例えば大阪市では背広手当があると聞いたことがあります。スーツを毎年買ってあげるために3万円か5万円のチケットをくれるという話を聞きました。それは何かというと、公務員の方が仕事のためにスーツを買おうとすると、1カ月分の給料がなくなってしまう戦後の時期があって、その時期に生まれた手当を見直しもせずに続けてきたので、未だに背広手当があるというのが大阪市の実情だと思います。非常に大きな借金を抱えている大阪市のこのような状況なのです。そういったことを考えた時に、これは本来の業務に入っているということがたくさんあるのではないのでしょうか。この業務に就いたら当たり前のことが、1日いくらと出ている。それはやはりおかしいのではないのでしょうか。根本のところがおかしいと思います。これは、給料と連動して検討すべき話だと思いますので、どの手当を継続すべきかという話ではなくて、どの手当が本当に今の時点で必要かというところから見直していくべきだと思います。

また、国や県、他の都市を比較して検討していると思いますが、浜松独自で考えることも必要だと思います。例えば地方公務員法などでは、支給すべきであると、支給してもいいという二つの考え方があると思います。支給してもいいものと支給すべきであるものが、今の状態で見ると、ほとんどがこれを理由に入れてしまったという気がします。その

点で、できるだけ見直す提案を私たちも作りたいと思いますし、市の中でも積極的に考え方の原点を見直していただければと思います。ちなみに横浜市では大胆な考え方で、ほとんどの特殊勤務手当を無くそうと動かれていると聞いています。是非、そのように考えていただきたいと思います。また、個別についてはたくさん言いたいことがあります、一応私の意見としては以上です。

会長

秋山委員から、普通の仕事をするのに手当がついていることが多いという意見がありました。私もそう思いました。そこで確認をしたいのですが、地方公務員法や地方自治法に基づく国が決めた手当は、支払うことは決めているが、金額は決めていないと理解していいですか。

総務部長

はい。

会長

支払いなさいとは書いてあるけれど、金額は市によって決める。金額は別だと言えるわけですね。これは明確にしておいてください。

他都市との比較がありましたが、地方公務員法と地方自治法を見ると、職員の給与等については、国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めるということで、他都市だけではなく、民間も考慮して決めなさいとなっている。民間と比較することも、地方公務員法と地方自治法に定められている。これも事実ですね。

総務部長

はい。

会長

国が定めたから、それに並行してやるとなると、国が変えない限り変えなくていいとなってしまう。しかし、宮城県知事は自分の在任中は三役の退職金をやめると発表していますし、他都市でも国が決めていても、財政の問題や民との比較でやめるという傾向になってきています。国が決めてから続けるというと、いつまでたっても変わりません。今の時代は各県、各市が独自に決めていくという時代を迎えたことも認識していただきたいと思います。

国と地方の場合に、例えば浜松の財政部長は国家公務員ですから、東京に勤務するのではなく、浜松に転勤している。全国に転勤するケース

がある国家公務員と地方公務員で、例えば県庁では伊豆、御殿場、湖西まで転勤がある。こういう場合と、浜松市など地方の自治体の中だけで動くという場合では、国の考え方を全て見習うと矛盾が出てきます。浜松でも東京事務所ができたので、東京へ転勤を命ぜられた時の家賃の問題などは別で負担をしなければなりません、市内であれば通勤できるわけですから、一概に国や県、他都市がどうだというわけにはいかないと思います。

総務部長

私どもも適正な給与にすることは必要と認識しています。そうした時に、適正な給与とはどういったところにあるのかという独自の調査機関を持っていません。そうすると、どこかに拠り所を設ける必要があると判断をしています。その拠り所として、人事院勧告を基本として国家公務員に準拠すること、また、ご指摘をいただきました民間との比較については、人事院が勧告するにあたって、全国を網羅した詳細な調査結果に基づいて給与水準のあり方が勧告されています。そうしたことから、現在は人事院勧告を基本としながら、国家公務員に準拠することをベースとして適正化を図っていきたいと思っております。これが基本でございます。

井ノ口委員

特殊勤務手当を見ていると、職務上当然やるべき仕事がたくさんあります。例えば、私は消防団員を39年やってきましたが、消防職員が自動車を運転し、点検をするということは当たり前のことです。消防団員も機関員がいて、月に2、3回、一人でポンプの点検などをしていますが、お金が欲しくてやっているわけではありません。社会通念上、消防職員は毎回手当をもらっているとなれば、なんだこれはということになります。当たり前の普通の業務をやるためにお金が別に払われるということでは、市民の理解は得られません。そういったものがたくさん出てきますから、市民が納得できる手当でなければならないと思います。こういう機会に手当全てを納得できるものに集約すれば市民理解は得られると思います。

また、例えば私も長く自治会長をやりましたが、公共事業で土地の官民境界でよく揉めることがあります。いよいよ困ると自治会長が呼ばれてついて行きます。自治会長の顔に免じて妥協しましょうと言って、うまく話ができるのですが、こうした場合に職員には交渉手当が支給され、

自治会長はボランティアでやっている。相手がボランティアでやっている時には、そういうものは遠慮して、相手の心を気遣うような職員であって欲しいと思います。全てが駄目というわけではありませんが、社会通念上、遠慮すべきものは遠慮していただきたいと思います。

会長

諸手当、特殊勤務手当、福利厚生費などを議論する場合に、二通りの考え方があると思います。原則として国や県の基準に準拠して、同じ基準になっているものについては原則そのままにしておき、国より高いものについては国に合わせていただき、市独自のものについては議論の対象とするという考え方があります。もう一つは、国や県の基準にこだわることなく、世間一般の常識で判断するとどうなるかという点で議論をしていく考え方です。最初の考え方であれば、審議会で議論するまでもなく、市当局で事務的にできることです。そういう点で、二つ目の考え方で考えていく必要があると思います。横浜市は特殊勤務手当を全て廃止してしまいました。宮城県知事は、在任中は三役の退職金はやめると言っています。国ではそのように書いていないわけですから、どこかで改革をするということを、現在小さな政府でやっていくということであれば、法律で決められていることもやめていくという改革をしなければ本当の改革ではないと思います。もちろん、地方公務員法や地方自治法で定められていて、市に義務付けられていることは守らなければいけません。審議会としては、国や県、他市町村の状況を見て、それを基準に考えていくのではなく、一般的な常識、民間と比べてどうかという立場で論議していきたいと思います。委員の皆様にもそのようにご了解いただきたいと思います。

辻委員

公務員法や制度などは非常に難しいところで、そのところについて、会長には予め調べてきていただき、正確に読んでいただいて、公務員法や制度を勉強している私にとっては大変嬉しく思います。

そこで、会長が言われた最後の文章はそれで良いと思います。国や県や他都市がどうなっているからということだけではなく、民間も考えて最適なものをということは、市が考えていることと根本的に異ならないと思います。ただ、気になるのは、前半に二つの考え方があるとおっしゃいましたが、今の給与を決める考え方は一つなのです。基本的には民間と国家公務員、地方公務員なりの給与をどうしたら均衡できるかとい

うことを計算しなければならなくて、総務部長も言われたとおり、資料に基づいてしっかり作らなければなりません。資料を作る際に、民間のどの規模、どの職種と比べるかという時に、まず国全体で官と民の均衡を考えて、それで国家公務員を設定します。その制度を基準に各地域事情を反映して考えていくことが今の根本的な考え方です。この大枠は維持せざるを得ないと思います。そういう意味では、会長がおっしゃった二つの考え方は一つなのです。これにご留意いただきたいのが一点です。

また、地域事情、民間事情を反映すると言った時に、今の国の制度は基本的に日本全体で平均していて、田舎も入っていますので、総体的に都市部は国よりももっと出ていいのではないかとも言われています。この審議会でも独自、独自と言われていますが、場合によっては、労働組合と対決してきた人間にとってみると、独自＝独自に上乘せなのです。これは組合がインチキをやっているのではなく、実際、日本全体で平均したものを計算する場合と、都市部だけで計算した場合、都市部の方が高くなります。したがって、国家公務員をベースに独自分を上乘せしてきた歴史があります。しかし、浜松の場合を聞くと、襟を正さなければいけないということで、給料表その他について、なるべく国の基準に抑えていこうという歴史で行革に取り組んで、私はトータルでも、その方向は正しかったと思っています。独自と言っても、どこを基準にどう計算するかということをトータルに考えないと、低いものだけ民間に合わせるなど、ランダムにやると、労働者を説得することはできません。

また、横浜市の例が出ましたが、横浜市は特殊勤務手当全廃ではなく、三つくらい残していると思いますが、横浜市は給料表の改訂はしていません。本体の給料表は極めて独自色が強く、国に比べてもかなりのかさ上げになっています。それを本来、今年度中に改訂しなければならないものを来年度以降に見送っているのです。そこが根本的に違うのです。ちなみに、ながら条例違反とあって、組合活動している職員に対し、勤務時間と認めて、かつ給与も払っているのです。基本的なことについては、浜松市の場合は、他の大都市よりも厳しくやっていると思います。このことを考えて最終的に全体で給与の制度を考えなければならないので、極めて特殊な給与構造を持っているところと比較して、特殊勤務手当その他を考えることは問題があると思います。

もう一つ、確かに国の特殊勤務手当や扶養手当のなかには、民間に見られないものがあるのも事実です。この内、子育て支援や退職時の延長など、国が政策的に民間をリードして作ったものもあります。そういう

ものについては、別途、国と同様に政策的な配慮を考えなければならぬと私は言えると思います。

山口委員

辻先生に学術的に整理していただいた後ですが、私から三点質問させていただきます。

上下水道部は人事の面で、専門性の高い特殊な業務がありますが、上下水道部として雇用しているわけではないですよね。

上下水道部長

今は職員の部局間の異動があるという前提でございます。

山口委員

他の県のことも聞いたのですが、上下水道部はともかく、特殊勤務手当が分厚くついている。それはなぜなのでしょう。お答えいただければお答えいただきたいと思います。

そして、職員の方たちの士気というのは重要だと思うのですが、給与を下げて効果が下がればそれは意味のないことです。例えば、上下水道部に異動になった時に、職員の皆さんは、給料プラス手当がいろいろ付いて嬉しいのでしょうか。それとも、あんな危険で汚い仕事するのは嫌だから、給料が安くても他のところに居たいと思っているのでしょうか。それはとても重要な気がします。そこで、上下水道部だけではなく、特殊勤務手当などについて各職場に降ろされて、これは無くてもいい、これはむしろ少なすぎるというような議論を一度やってみてはいかがでしょうか。それを公開するかどうかはともかくとして、それらをご本人たちが判断するということが非常に重要だと思います。そうでなければ、浜松市の独自性を私たちは語ることはできないのではないかという気がして、あえて不思議な質問をさせていただきました。

また、持ち家なのに住宅手当が出ていることもとてもおかしいと思います。私が一番心配するのは、市民の中でも生活が苦しい方が増えています。その大変な中で出している税金が使われているということ、公務員の皆さんがどう考えるかということが、私は皆さんでディスカッションしてほしいという理由なのです。

次は、先ほど井ノ口委員も同じようなことを言っておられましたが、今日三番目の議題で「新行政経営計画について」があります。私はこれを昨日から何度も読ませていただいて、「NPO」、「市民との協働」という言葉がたくさん出てきます。NPOできちんと給与をもらってい

る人は、まだ1%いないのではないかと思います。今まで行政がやってきたことを、市民団体やNPOが担う時代になった時に、公共の区分けがファジーになる部分があります。新しい経営計画が出され、公務員とボランティアが浜松のためにがんばろうという場合に、その方たちをどう評価するかという重大な問題があると思います。ここでそれを議論することはとてつもなく時間がかかりますから無理だろうと思いますが、公務員の特に国家公務員に準拠していない部分については、浜松市が三番目の議題について議論するという問題が大前提であるとすれば、新しい公共の担い手と言われる人たちとの関係性もきちんとどこかで議論していただきたいと思います。

伊藤委員

特殊勤務手当については、業務そのものに付いているものが多くあるなど感じました。大阪市であれだけ大きく問題になって、我々民間人がそういうことになっているのかと気が付きました。今回説明いただいた中でも、本来の業務の延長線でないかというものが多くあります。今、世の中全体で、一般的に公務員の給与は高いので抑えなければいけないと国の方針で出ている中で、この特殊勤務手当が問題になっていると思います。給与水準が逆で、民間に比べて公務員が安い場合、例えば過去には、オイルショックなどの高度成長期には物価が上がったので民間は合わせて上げました。しかし、公務員が後追いになった時に、国全体の水準の決め方として、いろいろな名目で手当を付けたのだと思います。現在は水準が高いという議論がされている中で、この特殊勤務手当を民間の私たちがみると、本来の業務の延長線のもので、例えば設備のメンテナンスに手当がついているものがあるので、そういう意味でも整理整頓を思い切ってすることが必要ではないでしょうか。これはテレビ等でもよく取り上げられています。国民の声としてどんどん議論して、民間なり市民の目線で思い切って整理すべきだと思います。

それ以外の諸手当も民間から見た時に、これは少し違うのではないかというものがあれば、例えば住居手当も地元の企業では地元の方が勤めている場合にどのようになっているのか、比べながら見ていく必要があると思います。また、辻先生がおっしゃられたように、国の政策として必要な子育てや、福利厚生の中で必要な部分は削る必要はないと思いますので、全国レベルで維持していく必要があるものは維持し、見直すべきものは、是非、見直していただきたいと思います。

中山委員

基本的な見直しの考え方で、諸手当、特殊勤務手当はこれから取り組んでいくと抽象的に書いてありますが、福利厚生費については、公費負担割合を50%以下にすると書いてあります。これは、例えば20%にするのか、30%にするのか、私はそういうことはできないと思っておりますので、あくまでも50%ではないかと思っております。書き方の問題もありますが、基本的な考え方を示す以上は、きちんとした記載が必要だと思います。この50%以下ということは、特殊な考えがあるのでしょうか。教えていただければと思います。

総務部長

50%以下というのは、財源負担の区分を明確に三つに分けていきたいと考えております。人件費を含む事務局費を公費負担とし、地方公共団体の責務とされている保健・元気回復事業については公費と会員掛金を折半ということにしてまいります。ここが50対50(1:1)となります。三つ目が医療費助成や結婚祝金などの祝金等の給付事業は全額会員掛金の負担ということにしてまいります。この三つを合わせると、会員掛金が公費負担を上回るようになるという見通しを立てています。そうしたことから公費負担を50%以下と記載させていただきました。

会長

今は公費負担が1.3でしたか。

総務部長

浜松市は全て含めると、1:1.3です。

会長

表には1.2と書いてありましたが、他都市との比較ではなく、浜松市だけで整理すると1:1.3ですね。つまり、職員が100円払うと、市は130円負担しているということですね。

次に、有高委員から立場的に苦しいかも知れませんが、市民としてお願いします。

有高委員

会長がおっしゃるとおり、大変微妙な立場でいるのですが、代表して来ていますので言わせていただきます。

基本的には辻委員が言われたとおりであると認識しています。先ほど山口委員が言われたように、労働者として、いくら手当とはいえ賃金が

下がれば、モチベーションが下がることは当然あり得ますので、難しい話だと思います。ただ、労働者の中で話し合っ、賃金を下げたり、これはいらぬ手当だというのは、まず出てこないと思います。貰っているものをいらぬという人は職員でなくても少ないと思います。しかし、やはり見直しは必要なものであり、組合の執行部としても考えなければならぬし、行政側から組合の執行部に提案できなければいけない。これは民間の労働組合でも当然やっていることですし、ここは経営側からしっかりやっていくべきところだと思ひます。

個々の特殊勤務手当、福利厚生がいろいろありますが、中身については、これは普通の業務だと誰もが感じている部分もあると思ひます。例えば、市立高校の先生が修学旅行の引率で心身の負担を感じるような場合が本当にあるのか、県立、私立の先生はどうなのか、というような一般市民からみると不思議な感覚の要件が盛り込まれていることも事実です。行政、執行部も含めて細かく精査していく必要があると思ひます。これは特殊勤務手当に限らず、諸手当にも同じことが言えると思ひます。

秋山委員

今日、30分くらい議論していますが、市職員6,000人の懐の問題、財布の問題なので、この時間では結論は出せないと思ひます。給与は民間企業の経営をしていても一番微妙な問題で、そう簡単には決まりません。基本的には1円でも多く貰いたい立場があり、1円でも多く払いたいという立場があります。市民も自分たちの市のために働いている方に1円でも多く払ってあげたいという気持ちがあつて当たり前だと思ひます。企業としても儲からないと払えないので、たくさん儲けてたくさん払いたいと思っているわけです。ただ、1円でも多くというところで二つ問題があつて、人件費と手当をまとめた総額の問題と内容、配分、仕組みの問題があります。全体の問題については、日本全体で1,000兆円の借金があつて、それはこの先、返しやうがないという国全体の問題から考えれば、国の基準がどうであるかは言つてはいけぬと思ひます。国に準拠していたら、国がこれだけ赤字を出しているのを地方も一緒に赤字を出すことになるわけですから、国に準拠していくという基本的な考えはおかしいと思ひます。浜松独自で先行して、いかに地方の借金を減らすかという総額について、民間に比べて高いという認識もあることから、考えていく必要があると思ひます。財政状況も、収入に対して支払っている金額が圧倒的に多く、特に浜松は国からの補助金が

なくなれば何もできなくなるくらい固定費が増えているわけです。これは国も同じことです。総額については、いかに皆で下げていくかということを考えるしかないと思います。

内容、配分、仕組みについては、これだけ手当がたくさんあれば、その手当を計算するだけでも時間がかかり、この経費を考えればゼロベースで考えていかなければならないと思います。今あるものを減らしていく考え方と、ゼロからどれが本当に必要かを考えていく両方向の考え方で、基本方針で総額を減らし、仕組みをいかに簡単にするかが、基本的な見直しの考え方になると思います。この審議会で提案として出てくる内容を、重く受け止めて実現の方向で動いていただけるとありがたいと思っております。30分で議論するのは難しいということは承知の上で、いろいろなお意見が出されていると思います。

山口委員

例えば企業で、このままでは3年後に倒産するとなれば、どれを削るかという議論をきくとすると思います。私は日本もそれに近いと思います。あれだけの国債を抱えていて、株価が上がったり下がったり、ドルが急落したり。そういう非常に危機的な状況にあるという認識を公務員だけが持たなくていいということはありません。5年後に退職金がゼロになると想定して、ゲームをやっていたきたいという意味です。

会長

これは既に勉強会で論議いたしましたし、数も多いので個別に勉強会で議論していきたいと思っております。基本的な考え方は、今の委員の皆さんからの意見を前提にまとめていきます。

また、先日、市民からお手紙をいただき、通勤手当について国のとおりなのかと調べてみました。その結果、9 kmくらいの所から通うと、浜松市では10,300円で、国では4,100円とかなり優遇されています。住宅手当も普通は自宅から通うのに、住宅手当を払うのはどうかと思います。例えば国家公務員の場合には各地に転勤しますから考えられますが、浜松市内で、持ち家でいくら、借家だといくらというのはいかがでしょうか。これも後ほど勉強会で検討し、提案したいと思います。

引き続き、財政部長から補助金について、ご説明をお願いします。

(2) 補助金について

浜松市平木財政部長から、補助金について説明。その後、質疑応答。

会長

財政部長の説明が終わりました。これより質疑に移ります。各委員から質疑をお願いします

秋山委員

システムティックにものを進められていて好感が持てますので、是非このまま進めていただきたいと思います。公益性、公平性、必要性、効果という考え方は非常に大事だと思います。オートレースの時には経済性だけで話をするということが言われて、後から経済性だけではないと言われて、おかしいと思ったのですが、最初からこのような基準を決めて、指標を決めてやるという方法は民間的で、良いと思います。ただ、アドバイスなのですが、公益性については重みを上げているのはいいと思うのですが、必要性については、公益性と似ているのでまとめてもいいのではないかと思います。また、公平性については、補助金は全て公平性が必要で、その補助金をやるかやらないかに公平性を入れると変な話になってしまうと思います。補助金をやるかやらないかについては、公益性、必要性をまとめたものと効果で判断していく、さらに、効果の重みを上げていこうという方針も大賛成です。公平性はその補助金が存在するかどうかの判断をした後で、その補助金の対象についての公平性を考慮すればいいと思っています。まさにこのようにまとめていただくと意見も出しやすいと思います。

一市多制度の話がありました。リップサービスのための一市多制度は大反対だと何度も言ってきたと思います。合理的な理由があるものについてはきちんとやりますと説明があったので、それは正解だと思います。地域特性や産業分野の特性に合わせて見直しをした上での集中的な補助は大賛成です。今日の資料を見せていただいて、いろいろ意見を言う甲斐があると感じております。

山口委員

今日の財政部長は自信に満ちていらっしゃるなど伺っておりました。ここで書いてあることを文字上では理解しているのですが、補助金というのは一般会計では担保できない部分と考えていいのでしょうか。例えば一般会計だと各部局が手を挙げて、公益性などを精査して決められますが、補助金はさらに自由度、優先度が高くて、しかし、一般会計では

十分ではないもの、新しい担い手が出てきた時にそれを政策的に強化しようとする時、そういうことがあるのではないかと思うのですが、市のレベルでどなたが決められるのか。また、廃止されたものの中で、定時制教育振興会に約40万円、オートレース事業に134万円出ていました。この額で見た時に、未来への投資と考えれば、誰がこの額を決めるのか、額の算定根拠は何か、今後政策的に重要になってくると思います。お教えいただけますでしょうか。

財政部長

一般会計で手当ができないものということだと思いますが、全て行政の事業としてやるかやらないかということだと思います。補助金自体は行政が100%やることは難しいが、事業や研究や要望について、育成や助成するということですので、対象としてはNPOや自治会も入ってきます。また、施設物等は、社会福祉法人のみでは建てられないものもありますので、公の事業を行っていくということで補助金を出していることでもあります。

額の決定は非常に難しい話であります。市や地域でもこういうことを行っていきたいということがあり、それにいくら必要という要望があり、それが妥当であるかどうかを予算編成で決めていきます。まずニーズがあって、それからの話であります。行政が一方的に決めているというわけではありません。

山口委員

アメリカなどではロビー活動などがあって、当事者同士を含めて切磋琢磨があるわけですが、今の数字をみて、皆さんもそう思われたと思いますが、今後も注目していきたいと思います。

財政部長

よろしく申し上げます。

会長

654件から462件に減ったという話がありましたが、統合または科目替えにより減少したのものもあるということで、実質的にはそんなに減ってはいないと言えますね。

もう1つ確認したいのですが、市長がオートレースの存廃を検討している時に選手会へ感謝状を出したと聞きましたが、毎年130万円の補助金を選手会へ出していて、選手会から寄付を受けたら感謝状を出したということですか。この補助は毎年やっていたのですか。

財政部長

額は確認していませんが、毎年やっていました。現在は廃止しました。

会長

毎年補助金を出しながら、寄付をいただいて感謝状を出していたのですね。

財政部長

いずれにしても選手会及び従業員についての補助金は出していました。それについては、従業員は平成15年度、選手会は平成17年度に廃止しました。

会長

それから、第1次評価基準の表がありますが、どうもよくわからないのです。補助の公益性、補助の公平性と書いてありますが、これは、補助事業の公益性ということですか。補助することが公益性ということではなくて、事業に対する公益性ですね。

財政部長

おっしゃるとおりです。

会長

資料には、補助の公益性とあるので、こういう点が通訳をつけないと非常にわかりにくいところなのです。もっと素直に、補助事業の公益性ということですね。

財務部長

事業が補助対象に値するかどうかということです。

会長

補助することが公益性ではありません。どうもわかりにくいので、よく読まないと間違えてしまいます。

最後に、いろいろな基準の見直しや、一市多制度の問題等もありますが、補助金などは評価して見直していても、どうしても増える傾向にあります。先ほど有高委員が諸手当についての発言のなかで、組合の方から、この手当は当たり前だから無くしてもいいですよ、とは絶対に言わないとありました。これも事実だと思います。補助金も貰い続けると貰えるものだということで、件数が増えてしまいます。毎年こういう審査基準でやるけれどなかなか減らないということになると思います。平成17年度の補助金の予算額は91億円です。2,000億円の一般会計

からすると5%が補助金となって、金額としては非常に大きい問題だと思えます。例えば一市多制度も合併する時に、なるべくできるものは、一市一制度に持っていくようなことをやらなければならない。国際交流協会も、旧各市町村が行っていたからそれは一市多制度で補助を出していくと言いますが、ローカルで、ボランティアでやるのならいいのですが、それまで補助金を出していくのはいかがなものでしょうか。皆さんがおっしゃる政令指定都市として、それにふさわしいものであれば別ですが、こういうものは整理していく必要があると思えます。

それから、敬老会の補助金が載っています。人生50年の時の敬老会は70歳でよかったかもしれませんが、人生80年、90年となった時に、今の年齢でいいのかを考えなければいけないと思えます。将来70歳以上の人口がどう変化していくかを考え、この合併の機会に思い切った年齢の引き上げをしないと、こういうものはどんどん増えてしまうと思えます。私が言う「減らしなさい」とはどういうことかという、介護や福祉の問題にこれからどうしてもお金がかかります。したがって、そういうものは遠慮してもらい、教育や福祉、介護に補助金を回していただくという基本方針をはっきり出していただくことが必要だと思えます。それだけを付け加えて、勉強会でもやりましたので、この辺で終わりたいと思えます。

財政部長

予算も限られており、福祉や教育にお金をできるだけ回していくべきということは、おっしゃるとおりだと思えます。補助金の額は、今91億円ありますが、今年は中心市街地や企業立地もありますので、前年度比でいつも減らすことができるかという、それぞれだと思えますが、基本的な補助については厳しく見ていくことは必要だと思えます。ただ、補助については、いろいろなプレーヤーがいて、その方々にも参加していただかなければならないので、そういう性質があります。また、一市多制度については、国際交流も地域地域でやってきたものを継続していただければいいと思えますが、いずれにしても平成19年度には全面的に評価するというところでございます。

伊藤委員

654件を462件に整理されたということですが、同じ項目でもそれぞれの旧市町村で違う制度を持っていますと、制度としてはこの倍くらいあると思えますが。

財政部長

462件については、全てです。654件については、それぞれ12市町村で持っていましたので、全体では1,000件を超えるシステムがありました。

伊藤委員

旧市町村がそれぞれ違うシステムを持っているということではなくて、項目は一緒でも少し違うということですか。

財政部長

システムを別にしてのものについては、地域別に分割している93件のなかに入っています。

伊藤委員

どちらにしても非常に多いと感じていますので、見直しのシステムを作っていただいています。是非これをうまく運用して、見直しをしていただくことが重要だと思います。もう1つは、中央と繋がっているものが金額的には半分以上ありますが、いずれは減ってくると思いますので、ますます浜松市の中で、自分たちで評価をして、必要なものの効果を出していく力が必要になってくると思いますので、今後もよろしくお願い致します。

井ノ口委員

補助金の中で、少し特殊性のある観光コンベンションに関係してきますが、様々な全国の団体が浜松でイベントを開催したい時に、必ず補助金を申請すると思います。その際に、評価基準がネックになり、必ずしも評価基準に100%あてはまらない団体もあると思います。しかし、様々な団体が浜松で開催しようという場合に、浜松の都市グレードを上げるという意味でも、様々な検討を加え、全国大会のような特殊な大会が開催される場合の補助金については、当局でも少し検討を加えた配慮が必要だと思います。

山口委員

市民がわかりやすいという意味で、補助金の対象のライフステージごとに高齢者はパーセンテージとしては多いと思いますが、それがだんだん若者や子供など、ライフステージごとに誰を対象にして補助金が支払われているかという比率の表示が可能であれば、お見せいただきたいと思います。

財政部長

努力してみます。

中山委員

合併によって、この問題は難しくなってきたと思います。各市町村では交付開始年度が入っていないものも多く、非常に古くから行っている補助がたくさんあります。これらを一市多制度として採用したり、補助基準にバラつきがあるものを直していくことは、大変な努力が必要だと思います。前から行っているというだけで、各地域の補助を続けていくべきではないと思います。全ての補助金の再評価と謳っていますので、交付の開始年月日がわかるようなかたちで全評価をしていただき、サンセット（終期）を設けたり、再評価については評価委員会でしっかりやってもらい、政令市になるにあたり英断を持って取り組んでいただければ、安心して平成19年度について見させていただけるとと思います。合併によって難しいと思いますが、部長の努力をお願いしたいと思います。

会長

その他に質疑等ございませんか。それでは、財政部については終了させていただきます。

次に、企画部長から、新行政経営計画について、ご説明をお願いします。

（3）新行政経営計画について

浜松市齋藤企画部長から、新行政経営計画について説明。その後、質疑応答。

会長

企画部長の説明が終わりました。これより質疑に移ります。各委員から質疑をお願いします。

山口委員

資料6ページ、策定にあたっての基本認識で、「市民サービス」と「行政サービス」の使い分けがあります。市民サービスを考えた場合、市民がイメージする内容と、行政が思っている内容は、違っているのではないかと読んでいて思ったのですが、部長さんは「市民サービス」というと何をイメージしていて、「行政サービス」という時は、何を意味しているとお考えなのか、教えていただけますか。

企画部長

ほぼ同じ意味で使っておりますが、「行政サービス」は市民個々の特定のサービスではなく、道路や上下水道整備など包括的に述べる時に使っています。一方、「市民サービス」は、市民ニーズがあった時に、その特定の市民に、例えば子育て支援などのサービスを与えるような、マクロとミクロの違いがありますが、そういう時に「市民サービス」と言っていて使い分けています。基本的には同じく行政が提供する市民へのサービスです。

山口委員

どこかで定義していただく必要があるかも知れませんが、私もそう思ったのです。市民が切実に望むのはライフラインの健全性、持続可能な社会、教育、医療など、そういうところです。市民サービスというと過剰である必要はないと思います。ここのすみわけは今後重要だと思っております。

さらに、「市民」という言葉がたくさん出てくるのですが、どういうイメージでこれを思われているのか。今回、総合計画をはじめ、合併をされて、地域協議会などに市民が参加する仕組みをたくさん作っているのはわかります。先ほども質問させていただきましたが、やはりNPOなどは継続して事業を行っていく、非営利公益な事業体だと認識していて、その裾野にいろいろな市民やボランティアなどが公共サービスの担い手として参加されていると思います。その時に、中核となるNPOに対して、給与という意味ではなく、政策的に組織や担い手が成長していくような仕組み、制度、枠組みが必要だと思っております。例えば市川市ですと、住民税の1%を市民が必要だと思うNPOに税金が回るような仕組みを整えています。欧米各地では税金が市民活動に回る仕組みを国として整えています。そのような対等なパートナーとして育てていこうと思うのであれば、何らかの保全策が必要であり、そうでなければ消えていくと思います。そういうことについて、政策として行政経営計画の中にビジョンを持っていただきたいと思っております。

企画部長

「新たな公共空間」ということで、市民、NPO、企業等が多様な主体で行政を支えてほしいという以上、特にNPOについてはこれからの行政サービスを支える部分で、重要な役割を果たしていると認識しております。政令市になると、県との協定の中でもNPOに関する権限が市に移ってくるということで準備を進めております。より一層の責任感

を持って、NPOとの協働、協力関係を築いていくことが新たな責務だと考えております。それから、単に市民、NPO、企業にお手伝いいただくことで経費を安くしていくということではなく、それぞれが責任範囲を持つことによって、全体として新たな行政サービスが提供できると考えております。特にNPOについては、元々はNPOが目指す業務と市の目指す行政サービスが一致していれば、そこで総合的な力が働いて、よりよいサービスが提供できると思います。しかし、その中でもご指摘いただいているように、NPOにとっても人件費がかかるわけですから、そういった点も適正に評価する仕組みを今後考えていかなければならないと思っております。また、井ノ口委員にも指摘されているように、市民協働推進基金をつくって寄付の仕組みをつくりましたが、まだうまく機能していませんので、その充実も図っていきたいと思います。

山口委員

現場主義、市民の視点が同じようなニュアンスで書かれていますが、現場主義を具体的に実現していくことをどう考えていらっしゃるでしょうか。

企画部長

今後、都市内分権を謳っている以上、区役所業務が重要になってくると考えております。また、本庁は政策の企画を担当する部分として特化していきますので、県を外れて国との直接的な調整事項もあります。区役所が重要なサービスの担い手になるということで、より現場に近いところで、職員が区役所でのサービスを提供していくことが重要になるという考え方から、特に都市内分権を支える現場主義として考えています。

秋山委員

都市内分権という言葉と、区役所の厚いサービスとは全く違うことを言っていると思います。分権はそれぞれに何らかの決定権があり、審議をして実施していくことが分権であって、区役所で大きなサービスをすることが都市内分権と聞こえたので、そこは異論があります。

それから、勉強会の中で話をしたのですが、12ページが全体の体系ということで、このページ1枚で全ての話が済むと思っています。しかし、民間ではこのページだけでは経営計画とは言われません。基本的に売上をどうするか、経費をどうするかという数字の付いた大目標があり、それを実現していくための政策があり、それをどうやっていくかという日程があるのが計画ですが、それが無いのです。また、基本理念として「市民満足度と行政経営品質の向上への挑戦」と書いてありますが、こ

れが目標というのであれば、市民満足度という曖昧な言い方ではなく、市民の安心と安全と快適を日本で一番にするというようなことが目標だと思いますし、行政経営品質は手法の話ですので、目標と手段、数値目標と日程を入れてもらいたいと思います。

読んでいくと、「地域の力を結集し」、「スピード感のある」、「質の高い」、「新しい時代」、「公共空間」など、言葉はきれいですが、具体性のところで、わくわくするな、期待するな、ということまでにはならないので、そのところを今後まとめていく段階で考慮していただければと思います。

会長

これは、一度勉強会で説明を受けていましたので、皆さんからあまり意見が出ませんでした。勉強会の雰囲気としては、11ページまでは立派な作文だと誉めたところがございます。また、12ページの表だけでは民間では駄目にして、具体的にプランを立てる必要があると思います。数字が出ないと、具体的なものが何もありませんから、作文としては名文ですが、秋山委員のご指摘のとおり、方向性が何もありません。また、マネジメントサイクルの問題も、民間では30年、40年前にやったことです。そこで思い出したのですが、一時、「公僕」ということをよく言われました。市民に主権があり、公務員は「公僕」だと。そういう言葉を今一度思い出してもらいたいと思います。

また、もう一つ、全般の流れの中で、「民間に学ぶ」、「民間の経営者に学ぶ」という言葉が多いのですが、これが実は非常に誤解を受けやすいのです。ペイするからやる、儲からないからやめると民間経営者は言うのではないかと思われていますが、我々の企業でも年間数億円の寄附があるわけで、決してペイするとか、ペイしないということではありません。そこで気を付けてほしいのは、「民間に学ぶ」、「官から民へ」などと言っていますが、違うのです。これを誤解しないでほしいと思います。官に対して民ではなくて、世界的なグローバルスタンダード、いわゆる世界の常識に立ったやり方をすべきということで、民が一番立派で官が駄目だということではないのです。世界の常識に今の官僚組織はなっていないのです。皆さんも大変ご苦労なさっている点があります。総務省が箸の上げ下ろしまで指示していますから、私は3割自治ではなく、1割自治だと言っているのです。お役人の皆さんが、新しく考え直すとしても、通達があります、規則がありますとあって、なかなか新しい発想が出てこない。そういう点では市の職員もお気の毒だと思いま

す。だから、官を越えるという意味では、民に習うのではなく、世界的な常識、世界のルールに従うということだと思います。例えば世界では不動産を使えば償却するのが当たり前です。100万円で買った機械が1年経てば80万円に老朽化する、そうすると20万円は償却費に充てる。しかし、官はそれをやっていなかったのです。人を6,500人も雇い、1,500人の外郭団体の職員で8,000人、退職給与を引き当ておくことは民から学ぶのではなく、世界の常識です。世界の常識に対して官が遅れているということですから、あまり民、民と使わないでください。むしろ、世界の常識に合わせるということをやらなければいけないのです。

最後にもう一つ、合併しない市町村がどんなやり方をしているかということは今一度研究してください。例えば福島県の矢祭町は合併しないという条例を作りました。北海道の下川町は人口が25,000人いましたが、4,500人に人口が減っても、合併をしないでやっていく。この辺では森町です。それらのところがどんな苦勞をして、どうしているのか、是非、市民にも訴えてほしいと思います。調子のいいことばかり言わないで、補助金を打ち切るという問題も、合併しない町がどうやっているのかを研究していただき、この行政経営計画に織り込んでいただきたいと思います。新潟市、岡山市、静岡市など横ばかり比較していましたが、そうではなく、合併しないところはどういう手当を払っているのか、どういうやり方をしているのか。そうすると、道路でも自分たちの家の前は、自分たちで修理しましょう、補助金も出しません、とても一地域の国際交流会に補助金を出すような段階ではないという状況になっていますし、敬老会も町によっては85歳から引き上げて、なるべく支出を抑えて介護に回すなど、努力をしているのです。是非、お願いしたいのは、新行政経営計画を策定する上において、合併しないところがどのようにやっているのか。財政部長は総務省から来ているのですから、総務省に聞けばたくさんわかるはずですが、横並びばかりを見るのではなく、そういうことをやっていただきたいと思います。

また、手当の問題や行政経営計画などの計画などについて、よく私のところに「審議会で市役所をいじめている」などという話が出ます。幼稚園であれば“いじめ”かもしれませんが、ここは大人の世界であり、現状を役人の皆様方が正しいと思っていることに対して、それは違うのではないかと、というのが行革審の仕事です。つまり、論争を挑むということで、決して幼稚園の“いじめ”ではございませんので、そこをご理

解いただきたいと思います。こんなところで、今回は終わらせていただきたいと思います。

その他に質疑等ございませんか。それでは、以上をもちまして本日は終了したいと思います。

3 閉 会

事務局

ありがとうございました。次回、第12回審議会は、2月26日(日)、場所は、地域情報センター1階ホールにて、午前9時15分から開催いたします。議題は、「議会の政務調査費、議員の定数及び、答申素案について」でございます。よろしく願いいたします。また、ぜひ審議会は公開で開催いたしますので、ぜひ傍聴いただきたいと思います。それでは、以上をもちまして、第11回浜松市行財政改革推進審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

会議録署名人